

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 正州会

# 社会福祉法人正州会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正州会（以下「法人」という。）の定款第二十一条の規定に基づき、理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第3条 役員の報酬は、職務執行の対価として、次に定めるとおりの報酬を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- (2) 役員が、報酬の全部又は一部につき自己の預金へ振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
- (3) 報酬額は次のとおりとする。
  - ①月額 700,000 円
  - ②日額 15,000 円（理事会等会議への出席時、理事長を除く）

## (報酬の支給方法)

第4条 報酬等の支給の時期は以下のとおりとする。

理事長の報酬 翌月 25 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合には職員給与規程第5条の規定に応じて支給）

- (2) 理事会等会議の出席時における報酬は、理事会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった当日に支給する。

## (費用)

第5条 役員が出張する場合には、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- (2) 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

## (退任慰労金)

第6条 在任期間10年（5期）以上の者が、改選、その他正当の事由により退任したときは別紙のとおり退任慰労金を支給する。

- (2) 前項の慰労金に充てるため、毎年度定められた予算額を積み立てるものとする。

- (3) 第1項の退任役員に対し、役員として在任した期間について支払う。ただし、役員が行政機関等の退職職員及び当法人の名誉を損なう行為等により退任した場合は、当該退任慰労金を支給しないものとする。
- (4) 第2項による積立金は、理事会等で定めた金融機関に預け入れて保管する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年6月22日より施行する。  
令和6年8月1日改正（第3条（3））

別紙 退任慰労金

役職名	退任慰労金 5 期 (10 年時)	1 期 (2 年) 増すごとに
理事長	250,000 円	50,000 円
理事	50,000 円	10,000 円
監事	50,000 円	10,000 円

※任期の途中で退任の場合、6 か月未満は切り捨て、6 か月以上は繰り上げた年数とし、  
(1 年=1/2 期) 比例配分する。